

## 1 事業名

所沢市国民健康保険条例の一部改正

## 2 事業の概要

健康保険法施行令が一部改正されたことに伴い、出産育児一時金の支給額を増額するため、所要の改正を行うものである。

## 【改正概要】

出産育児一時金の支給額

・改正前：408,000円      ・改正後：488,000円

## 3 他自治体の類似する政策等

健康保険法施行令の一部改正を受け、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

国民健康保険法、健康保険法施行令

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第30号 所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(出産育児一時金)

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算する。

2 略

(出産育児一時金)

第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算する。

2 略